

先行都市の自治基本条例等の条文一覧

	高松市	熊本市	函館市	姫路市
条例名	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例
施行年月日	H22. 2. 15	H22. 4. 1	H23. 4. 1	—
前文	<p>私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海や讃岐山脈の山々の自然に恵まれ、県都として、また、四国の中心都市として発展を続けてきました。このまちに住む私たちには、先人たちがたゆまぬ努力によってつくりあげた歴史や地域に根ざした文化、そして自然と調和して生活する知恵が、大切な財産として受け継がれています。</p> <p>私たちは、豊かな自然と都市機能が調和したこの高松を、「高松市民のねがい」に込められた明るく住みよいまちとして、また、すべての人に基本的人権が保障され、あらゆる分野において、その個性と持てる能力を十分に発揮できるまちとして、さらに、豊かな人間性と創造性をはぐくむ文化を発展させ、生きる喜びと潤いが感じられるまちとして、将来に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>このためには、私たち市民一人一人がまちづくりの担い手であることを自覚して、市政および地域の課題の解決に積極的に取り組むとともに、市民、議会、行政が適切な役割分担の下、多様な協力関係を構築し、参画と協働のまちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>私たちはここに、自治の基本理念を共有し、地域の個性や自立性を尊重した活力のあるまちをつくとともに、心豊かな文化のかおりあふれる市民主体のまちづくりを推進するため、高松市自治基本条例を制定します。</p>	<p>熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本市に代表される歴史遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。</p> <p>わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下での平等のもと、子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。</p> <p>社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものです。</p> <p>また、市議会及び市長等は、公共の福祉を念頭に置き、主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりません。</p> <p>そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていくために、市民、市議会及び市長等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまち函館は、我が国最初の国際貿易港として早くから海外に門戸を開き、更には、北海道の海の玄関口となるなど、巴の港を舞台にさまざまな交流が行われ、発展してきました。</p> <p>豊かな海と山に囲まれた函館は、異国情緒漂うまち並みや函館山からの夜景など美しい景観が市民の暮らしと融合しているまちで、このまちには、歴史に刻まれた人々、文化をはぐくんだ多くの人々の活動や営みが息づいています。</p> <p>わたしたちは、先人が築き上げてきたこのまちが、更に輝き、だれもが安心して豊かに暮らせる函館、夢と希望にあふれ、心はずむ函館となるよう、次の世代に引き継いでいかねばなりません。そのためには、わたしたち一人一人がまちづくりの主体であることを自覚し、郷土に対する愛と誇りと責任を持って、生き生きと行動し、市民自治によるまちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>わたしたちは、自ら行動して主体的にまちづくりにかかわるという決意を示すとともに、その担い手である市民、議会および市長等のそれぞれの役割や相互の関係などを明らかにして、ここにまちづくりの原点となる函館市自治基本条例を制定します。よりよい函館にするために。</p>	<p>姫路市は、播磨平野のほぼ中央に位置し、北部には森林丘陵地帯や田園地が広がり、南の播磨灘には大小 40 余りの島々が点在し、豊かな自然環境に恵まれている。</p> <p>この姫路の地は、7 世紀に播磨国の国府が置かれるなど、古くから交通の要衝として栄え、近世以降、世界文化遺産・姫路城が築城されるなど、城下町としても繁栄してきた。</p> <p>そして、明治 22 年の市制施行に伴い、姫路市が誕生し、数次の合併を行うとともに、播磨灘に面した臨海部を中心としたものづくりに支えられ、市勢が発展してきた。</p> <p>また、その歴史の中で、市内の各地域においては、個性豊かな祭り等の伝統行事が育まれるとともに、豊かな大地と海の恩恵を受けて培われた食文化が暮らしに根付いている。</p> <p>我々は、先人から受け継いだこの素晴らしいまちを、豊かな自然環境を守りながら、誰もが希望と誇りを持って安全で安心して暮らすことができるまちに発展させるとともに、家庭や地域社会の中で次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、未来に引き継いでいかなければならない。</p> <p>このためには、我々一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し、自治会をはじめ、地域の諸団体による地域コミュニティ活動等を通じて、まちづくりに積極的に関わるとともに、住民等、議会及び行政が適切に役割を分担し、まちづくりに取り組んでいかなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法で保障された地方自治の本旨である団体自治と住民自治に基づいて、「ふるさと・ひめじ」を皆で築いていくために、本市における自治の基本について定める姫路市自治基本条例を制定する。</p>

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
総則	目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高松市における自治の基本理念および基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および執行機関の役割と責務ならびに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念および基本原則を定め、市民、議会および市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営の基本事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、姫路市における自治の基本理念を明らかにするとともに、住民等の権利及び責務、議会及び市長等の責務、行政運営の基本原則並びに参画と協働によるまちづくりの基本的事項等を定めることにより、住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を図ることを目的とする。</p>
	定義	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会および地方公営企業の管理者をいう。</p> <p>(3) 市 議会および執行機関をいう。</p> <p>(4) 地域のまちづくり 市民が住みよい地域社会をつくるために地域の課題の解決に取り組む活動をいう。</p> <p>(5) 参画 市民が市政および地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。</p> <p>(6) 協働 市民と市が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。</p> <p>(2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)</p> <p>(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。</p> <p>(4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。</p> <p>(5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいいます。</p> <p>(6) 市政 市長等又は市議会が行う活動をいいます。</p> <p>(7) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。</p> <p>(8) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。</p> <p>(9) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。</p> <p>(2) 市長等 市長その他の執行機関をいいます。</p> <p>(3) 協働 市民、議会および市長等が、それぞれの役割、責務等を自覚しながら、互いの立場を尊重し、対等な関係で協力し合うことをいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 住民 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 住民等 次に掲げるものをいう。 ア 住民 イ 市内へ通勤又は通学をする者 ウ 市内で事業を行う者(以下「事業者」という。) エ 市内で活動する個人又は法人その他の団体</p> <p>(3) 市長等 市長その他の執行機関をいう。</p> <p>(4) 参画 住民自治の理念の下、住民が、市政をはじめ、まちづくりに主体的に参加すること、また、住民等が、まちづくりに関わることをいう。</p> <p>(5) 協働 市と住民等又は住民等同士が、まちづくりにおいて、共通の目的を効果的に達成するため、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割及び責任を踏まえ、協力することをいう。</p>

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
総則	位置付け・最高規範性	(条例の位置付け) 第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民および市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定改廃および解釈運用または計画等の策定および変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。	(最高規範性) 第38条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。 2 市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。	(この条例の位置付け) 第3条 市民、議会および市長等は、本市のまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。 2 市(議会および市長等をいいます。以下同じ。)は、条例、規則等の制定、改正または廃止に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。	(条例の位置付け) 第3条 市及び住民等は、この条例の規定を最大限に尊重するものとする。 2 市は、他の条例及び規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図るものとする。
	自治の理念	(自治の基本理念) 第4条 自治の主権者は、市民とする。 2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳および自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。 3 市民および市は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。	(自治の基本理念) 第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。 (1) 市民の福祉の増進 (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政 (3) 一人ひとりの人権の尊重 (4) 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進 (5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進 (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現 (7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進	(基本理念) 第4条 市民は、まちづくりの主体です。 2 市政は、市民の信託に基づくものであり、市は、その公正かつ誠実な運営に努めます。	(自治の基本理念) 第4条 自治の基本理念は、次に定めるとおりとする。 (1) 住民の福祉の増進を図ること。 (2) 個人を尊重し、かつ、法の下での平等を保障するとともに、地域の特性及び自立性を尊重したまちづくりを推進すること。 (3) 住民等の信頼に基づく公正で開かれた市政を推進すること。
	基本原則	(自治の基本原則) 第5条 市民および市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。 (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。 (2) 参画の原則 市民の参画により市政運営および地域のまちづくりが行われること。 (3) 協働の原則 協働して市政および地域の課題の解決に当たること。	(自治運営の基本原則) 第4条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。 (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。 (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。	(基本原則) 第5条 市民のまちづくりに参加する機会は、平等に保障されるものとします。 2 市民および市は、まちづくりに関する情報を共有します。 3 市民および市は、協働によるまちづくりを進めます。	(基本原則) 第5条 住民等がまちづくりの主体となるための基本原則は、次に定めるとおりとする。 (1) 情報共有の原則 市及び住民等は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 参画の原則 市は、まちづくりへの参画を推進し、住民等は、まちづくりに参画すること。 (3) 協働の原則 市及び住民等は、まちづくりに関して、協働すること。

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
市民・議会・市長等	市民の権利	<p>(市民の知る権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。 (市民の参画の権利) 第7条 市民は、人種、信条、性別、社会的身分等にかかわらず、市政および地域のまちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、参画に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参画することまたは参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。</p>	<p>(市民の権利) 第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令上保有できないものを除きます。 (1) 市長等及び市議会に対して、情報を求める権利 (2) 市政・まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利</p>	<p>(市民の権利および責務) 第12条 市民は、自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有します。 2 市民は、市が保有する情報について知る権利を有します。</p>	<p>(住民等の権利) 第6条 住民等は、次に掲げる権利を有する。ただし、これを濫用してはならず、公共の福祉のために行使するものとする。 (1) 市政に関する情報を知る権利。 (2) 参画する権利。</p>
	市民の責務	<p>(市民の役割と責務) 第8条 市民は、自治の主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政および地域の課題の解決に主体的に取り組むものとする。 2 市民は、参画の機会を積極的に活用するよう努めるとともに、参画に当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する市民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務) 第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる義務を果たします。 (1) 市政・まちづくりに積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。 (2) 市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p>	<p>(市民の権利および責務) 第12条 3 市民は、まちづくりの主体としての役割を認識し、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとし、 4 市民は、それぞれができる範囲でまちづくりに参加するよう努めるものとし、 5 市民は、まちづくりに参加する際には、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p>	<p>(住民等の責務) 第7条 住民等は、次に掲げる義務を果たすものとする。 (1) 公益的な視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持って参画すること。 (2) 参画に当たって、その目的を効果的に達成できる場合には、協働すること。 (3) まちづくりに関する負担を分任すること。</p>
	市民活動団体の責務・支援	<p>(市民活動団体) 第24条 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする市民活動団体の活動を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p>	<p>(市民の責務) 第6条 2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。</p>		<p>(住民等の責務) 第7条 2 地域コミュニティ活動、NPO活動及びボランティア活動(以下これらを「市民活動」という。)を通じて、まちづくりに取り組む法人その他の団体は、その活動に努めるものとする。 (市長等の責務) 第10条 2 市長等は、参画と協働によるまちづくりを推進するとともに、まちづくりに係る市民活動を支援するものとする。</p>

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
市民 ・ 議会 ・ 市長 等	コ ミ ユ ニ テ ィ		<p>(地域コミュニティ活動)</p> <p>第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。</p> <p>2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。</p> <p>3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。</p> <p>(市民公益活動)</p> <p>第33条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動(以下「市民公益活動」といいます。)に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>2 市長等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。</p>		<p>(住民等の責務)</p> <p>第7条</p> <p>2 地域コミュニティ活動、NPO活動及びボランティア活動(以下これらを「市民活動」という。)を通じて、まちづくりに取り組む法人その他の団体は、その活動に努めるものとする。</p>
	事 業 者 の 責 務 等			<p>(市民の責務)</p> <p>第6条</p> <p>2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。</p>	<p>(住民等の責務)</p> <p>第7条</p> <p>3 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図るとともに、社会貢献活動に努めるものとする。</p>

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
市民・議会・市長等	議会の役割・責務	<p>(議会の役割と責務)</p> <p>第9条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、積極的に調査研究を行うなど政策形成機能の充実を図るとともに、市政運営に対する監視機能としての役割を果たすものとする。</p> <p>3 議会は、議会活動に関する情報を市民に広く分かりやすく提供するなど、開かれた議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(市議会の役割)</p> <p>第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令に定める権限を有し、次に掲げる役割を担います。</p> <p>(1) 市長等が行う市政を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めること。</p> <p>(2) 広範な市民の意見の聴取及び集約に努めること。</p> <p>(3) わかりやすく開かれた議会運営に努めること。</p> <p>(市政の基本原則)</p> <p>第12条 市長等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。</p> <p>(1) 自治の基本理念及び自治運営の基本原則に基づいた市政を行うこと。</p> <p>(2) 健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うとともに、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること。</p> <p>(3) 市民に対しての説明責任を果たすこと。</p>	<p>(議会の役割および責務)</p> <p>第13条 議会は、本市の意思決定機関であり、その意思決定に当たっては、市民の意見の把握に努めるとともに、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し、評価し、およびけん制する役割を果たすものとし、また、</p> <p>2 議会は、政策形成機能の充実に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、議会活動に関する情報を市民に積極的に、かつ、分かりやすく伝えるとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>第8条 議会は、姫路市議会基本条例(平成23年10月6日施行)に基づき、その役割と責務を果たすため、市民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。</p>
	議員の責務	<p>(議員の役割と責務)</p> <p>第10条 議員は、前条に規定する議会の役割と責務を十分認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 議員は、自己研さんに努めるとともに、地域の課題および市民の意見を把握し、総合的な視点に立って、市民の信託にこたえるものとする。</p>	<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第8条 市議会議員は、次に掲げる責務を担います。</p> <p>(1) 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと。</p> <p>(2) 政策の提案及び立法に関する活動を行うよう努めること。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第14条 議員は、市民の意見を積極的に把握するとともに、議員としての倫理観、使命感およびまちづくりについての理念を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の負託にこたえるよう活動し、その活動内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第9条 議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正かつ誠実に議会活動を行い、市民の信頼に応えるよう努めるものとする。</p>

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
市民 ・ 議会 ・ 市長 等	執行 機関 の 責務	<p>(執行機関の役割と責務)</p> <p>第12条 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、参画と協働による市政および地域のまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>(市長等の役割)</p> <p>第10条 市長等は、次に掲げる役割を担います。</p> <p>(1) 公平、公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。</p> <p>(2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を向上させ市民の満足度を高めること。</p> <p>(市政の基本原則)</p> <p>第12条 市長等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。</p> <p>(1) 自治の基本理念及び自治運営の基本原則に基づいた市政を行うこと。</p> <p>(総合的な行政サービス)</p> <p>第16条 市長等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、組織間の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。</p>		<p>(市長等の責務)</p> <p>第10条 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮するものとする。</p> <p>2 市長等は、参画と協働によるまちづくりを推進するとともに、まちづくりに係る市民活動を支援するものとする。</p>
	市長 の 責務	<p>(市長の役割と責務)</p> <p>第11条 市長は、高松市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的な調整その他の権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、自治の基本理念 にのっとり、自治の推進および市民福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、住民の信託を受けた市の代表者として、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法その他の法令に定める権限を行使し、総合的に市政を行います。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、市民の意向を適切に把握し、効果的な施策の推進に努めなければなりません。</p> <p>2 市長は、本市の明確な将来像を持ち、これを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組みなければなりません。</p> <p>3 市長は、地域の活性化に努めるとともに、地域の魅力を高め、積極的に発信しなければなりません。</p> <p>4 市長は、職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、必要に応じて、専門的な知識、経験等を有する人材を広く求め、その活用に努めなければなりません。</p>	<p>(市長等の責務)</p> <p>第10条</p> <p>3 市長は、市の代表者として、住民等の信頼に応え、公正かつ誠実に行政運営を行うものとする。</p> <p>4 市長は、公共の福祉の増進を図るため、行政サービスの質の向上等に必要政策、施策及び事業(以下これらを「政策等」という。)を講ずるものとする。</p>

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
市民・議会・市長等	職員の責務	(職員の責務) 第13条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得および能力向上に努めなければならない。 3 職員は、職務の遂行に当たっては、参画と協働による市政および地域のまちづくりの推進に努めるものとする。	(市の職員の責務) 第11条 市の職員は、市長等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。	(職員の責務) 第16条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に、迅速に職務を遂行するとともに、市民に誠意をもって接しなければなりません。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得および研さんに努めて、市民に質の高い行政サービスを提供するようにし、市民の信頼を得られるようにしなければなりません。	(職員の責務) 第11条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例及び規則等を遵守し、公正かつ誠実に、全力で職務に専念するものとする。 2 職員は、職務の遂行に当たっては、自らも住民等の視点を持ち、市政運営に携わるものとする。
	総合計画	(総合計画) 第25条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市長は、総合計画の策定に当たっては、参画の機会を確保するものとする。 3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、透明性を確保しつつ適切に進行管理を行うとともに、定期的にその進捗状況を市民に公表するものとする。	(総合的かつ計画的な市政) 第13条 市は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定します。 2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画(以下「市民参画」といいます。)の手段を実施し、市民の意見を適切に反映させます。 3 市長等は、総合計画の進行管理に当たっては、市民参画の手段のもと、行政評価を実施し、その結果を広く市民に公表するとともに、総合計画に反映させます。 4 市長等は、総合計画を策定し、又は変更したときは、市民への周知を図ります。	(総合計画) 第17条 市長等は、将来を見据えた、総合的に計画的な行政運営を図るため、総合計画(議会の議決を経て定める基本構想ならびにその実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画をいいます。以下この条および第19条第3項において同じ。)を策定しなければなりません。 2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参加の機会を充実に努めます。 3 市長等は、総合計画を着実に推進するため、進行管理を適切に行うとともに、その結果を市民に公表します。	(総合的かつ計画的な行政運営) 第12条 市長等は、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的に、基本構想その他の行政分野全般に係る政策等に関する計画(以下これらを「総合計画」という。)を策定するものとする。 2 市長等は、総合計画の策定に当たり、多様な意見の反映に努めるものとする。 3 市長等は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、進行管理を行うものとする。 4 市長等は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるように、常に検討を加えるものとする。 5 市長等は、各行政分野の計画について、総合計画の趣旨を踏まえて策定するものとする。
行政運営の基本原則	行政評価	(行政評価) 第29条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施するものとする。この場合において、執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。 2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めるものとする。	(総合的かつ計画的な市政) 第13条 3 市長等は、総合計画の進行管理に当たっては、市民参画の手段のもと、行政評価を実施し、その結果を広く市民に公表するとともに、総合計画に反映させます。	(行政評価) 第23条 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うとともに、その透明性を高め、説明責任を果たすため、適切な行政評価を実施しなければなりません。 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めます。 3 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政運営に速やかに反映させ、その改善に努めなければなりません。	(効率的で効果的な行政運営) 第13条 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うため、事業の継続的な評価及び見直しを行い、不断の行財政改革に取り組むものとする。 2 市長等は、評価及び見直しの結果を政策等に反映し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
	危機管理	(危機管理体制の整備等) 第34条 市は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。	(危機管理) 第24条 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全性を確保できるよう、危機管理体制の構築に努めます。		(危機管理) 第14条 市長等は、住民等の生命及び身体等の安全性を確保するための体制を整備するとともに、災害等による緊急事態の対応に当たっては、住民等及び関係機関と連携及び協力をし、相互に支援を行うものとする。

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
行政運営の 基本原則	財政・財務	(財政運営) 第26条 市長は、長期的な視点から財政収支を十分考慮した予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な政策等の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、毎年度の予算および決算その他の市の財政状況に関する情報を市民に、分かりやすく公表しなければならない。	(市政の基本原則) 第12条 市長等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。 (2) 健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うとともに、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること。 (効率的かつ効果的な市政) 第14条 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、不断に行財政改革に取り組みます。 2 市長等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表します。 3 市長等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表します。	(財政運営) 第19条 市長等は、中長期的な展望に立ち、健全な財政運営に努めなければなりません。 2 市長は、予算および決算の内容ならびに財政状況を分かりやすく市民に公表し、財政運営の透明性の確保に努めなければなりません。 3 市長は、総合計画や行政評価等の結果を踏まえ、効率的で効果的な予算を編成するよう努めなければなりません。 (財産管理) 第20条 市長その他の財産の管理の権限を有する者は、その所管する財産の適正な管理に努めなければなりません。	(財政及び財務) 第15条 市長等は、行政運営に当たっては、財政及び財務の規律の遵守に注力し、健全な財政に努めるものとする。 2 市長等は、市の財政状況を正確にかつ分かりやすく公表するものとする。
	行政組織	(行政組織の編成) 第33条 執行機関は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。	(組織体制) 第15条 市長等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的かつ機能的な組織体制を整備します。 (人事体制) 第17条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行います。 2 市長等は、市政の課題に的確に対応することができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。	(組織および運営) 第18条 市長等の組織は、市民が利用しやすく、簡素で効率的に、かつ、機能的になるよう編成されなければなりません。 2 市長等は、定員の適正化を図るなど、常に組織およびその運営の合理化に努めなければなりません。 3 市長等は、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応することができるよう、組織内の横断的な連携および調整を図るとともに、職員の意識の向上に努めなければなりません。	(行政組織) 第16条 市は、社会経済情勢及び求められる役割の変化等に的確に対応する組織を構築するものとする。 2 市は、機能的かつ効率的に組織の構築を行うものとする。
	外郭団体	(財政運営) 第26条 3 執行機関は、出資法人(市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人をいう。)に対し、その運営が健全に維持されるよう、適切な指導等を行うものとする。		(出資団体) 第25条 市長等は、本市が出資している団体について、出資の必要性、経営状況等を必要に応じて検証し、これを市民に公表しなければなりません。	(行政組織) 第16条 3 市長等は、外郭団体(以下「団体」という。)と連携し、各団体の設置目的を効果的かつ効率的に達成するよう努めるとともに、各団体に対し、その設置目的が社会経済情勢の変化等に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう、助言及び指導を行うものとする。
	法務	(政策法務) 第32条 市は、市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方公共団体に関する法令の規定について、地方自治の本旨に基づき、これを解釈するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。			(法務) 第17条 市長等は、政策等の立案及び実施並びに行政課題の解決に当たり、適正に法令を解釈するとともに、条例及び規則等の整備を積極的に行うものとする。

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
行政 運 営 の 基 本 原 則	行政 手 続	(行政手続) 第28条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。	(行政手続) 第20条 市長等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。	(行政手続) 第21条 市は、市民の権利利益を保護するため、行政手続に関して共通する事項を定めて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。	(行政手続) 第18条 市長等は、姫路市行政手続条例(平成9年10月1日施行)で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する行政手続に関し、共通する事項を明らかにし、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。
	公益 通 報	(公益通報) 第31条 執行機関は、市政の適法かつ公正な運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について職員から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報を行った職員が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない。	(公益通報制度) 第18条 市長等は、公益通報(市政の適正な運営を確保するために、違法な行為等について市の職員等から行われる通報をいいます。以下同じです。)を受ける体制を整備します。 2 市長等は、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じます。		(公益通報) 第19条 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受ける体制を整備するものとする。 2 市は、通報を行った職員が通報による不利益を受けないよう、必要な措置を講ずるものとする。
	説 明 責 任	(説明責任等) 第27条 執行機関は、政策等の立案、実施および評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。	(市政の基本原則) 第12条 市長等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。 (3) 市民に対しての説明責任を果たすこと。 (説明責任) 第22条 市長等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明します。		(説明責任) 第20条 市長等は、政策等の立案、実施及び評価に関する情報を、各過程において分かりやすく説明するものとする。
	意 見 ・ 要 望 ・ 苦 情 等 へ の 対 応	(説明責任等) 第27条 2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。	(意見等の取扱い) 第21条 市長等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望及び苦情に対し、迅速かつ誠実な対応に努めます。		(意見等への対応) 第21条 市長等は、行政運営に対する意見及び要望等(以下これらを「意見等」という。)に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めるものとする。 2 市長等は、意見等の対応に当たり、職員の公正な職務の遂行を確保するため、別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
	要 望 の 記 録 と 公 開		(意見等の取扱い) 第21条 2 市長等は、前項の対応の経過、結果等について、記録を行い、公開します。		

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
行政運営の基本原則	監査	(外部監査) 第30条 市長は、適正で効果的な市政運営を確保するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、外部監査人と外部監査契約を締結し、外部監査を実施するものとする。		(監査制度) 第24条 本市は、法令に基づく監査を実施するとともに、適正かつ効率的で効果的な行財政の運営を確保するため、監査機能の一層の充実を図ります。	
	オンブズマン組織		(公的オンブズマン) 第23条 市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。		
参画と協働	情報共有・情報公開・情報提供	(情報の共有) 第14条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 執行機関は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。 (情報公開) 第15条 市は、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。	(情報共有の原則) 第25条 市長等及び市議会は、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。 2 市民は、市長等及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。 3 市長等は、市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組みを整備します。	(情報の提供) 第6条 市は、まちづくりについて市民と共通の認識を持つために、保有する情報を市民に積極的かつ迅速に、分かりやすく提供するよう努めなければならない。 2 市は、広報紙、ホームページなどの多様な手段による情報の提供に努めます。 (情報の公開) 第7条 市は、保有する情報について、市民の知る権利を保障し、個人情報等の公開できない情報を除き、公開しなければならない。	(情報の提供と共有) 第22条 市は、参画と協働を推進するため、市政に関する情報を住民等に積極的に提供するように努めるとともに、正確かつ迅速に、分かりやすく行うものとする。なお、子どもに対しては、市政に関心を抱くよう、配慮するものとする。 2 市及び住民等は、まちづくりに関する情報の交換を図り、その共有に努めるものとする。 (情報の公開) 第23条 市は、非公開情報が記録されていない限り、姫路市情報公開条例(平成14年4月1日施行)で定めるところにより、公文書を公開するものとする。
	子ども		(青少年・子どもの参画) 第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども(未成年の市民をいいます。)が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。		(情報の提供と共有) 第22条 2 市は、市政に関する情報を、正確かつ迅速に、分かりやすく提供するものとする。なお、子どもに対しては、市政に関心を抱くよう、配慮するものとする。
	個人情報保護	(個人情報の保護) 第16条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利について、適切な措置を講じなければならない。	(個人情報保護) 第26条 市長等及び市議会は、市民の基本的権利の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。	(個人情報の保護) 第22条 市は、市民の基本的権利を擁護するため、保有する個人情報を適切に管理し、保護しなければならない。 2 市民は、自己の個人情報について、その開示、訂正等を求めることができます。	(個人情報保護) 第24条 市は、個人の権利利益を保護するため、姫路市個人情報保護条例(平成18年3月27日施行)で定めるところにより、個人情報の公正かつ適正な取扱いを確保するものとする。

	高松市	熊本市	函館市	姫路市	
参画と協働	参画	<p>(地域のまちづくりへの参画)</p> <p>第17条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、互いに助け合い、主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>(市政への参画)</p> <p>第18条 市は、市民が市政に参画できる多様な機会を確保するとともに、政策等の立案、実施および評価の各過程において、参画の推進に努めなければならない。</p>	<p>(参画の原則)</p> <p>第27条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。</p> <p>2 参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。</p> <p>(市民参画・協働のための仕組み)</p> <p>第30条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。</p> <p>2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。</p> <p>3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。</p>	<p>(まちづくりへの市民参加の推進)</p> <p>第8条 市は、市民のまちづくりへの参加を推進します。</p> <p>2 市は、市民のまちづくりへの参加を推進するため、活動の場の提供、環境づくり、情報の提供などその仕組みの整備に努めます。</p> <p>3 市長等は、政策等について、その立案、実施、評価等の各段階において、市民が参加できるよう努めます。</p> <p>4 市は、まちづくりの推進当たっては、広く市民の意見を聴く機会を設けるとともに、その機会の効果的な周知に努めます。</p>	<p>(参画の機会確保と推進)</p> <p>第25条 市長等は、住民等がまちづくりに参画することができる機会の確保に努めるとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めるものとする。</p>
	パブリック・コメント	<p>(パブリックコメント手続)</p> <p>第19条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表して市民から意見を募る手続(次項において「パブリックコメント手続」という。)を行うものとする。</p> <p>2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。</p>	<p>(市民参画・協働のための仕組み)</p> <p>第30条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。</p> <p>3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。</p>	<p>(意見公募制度)</p> <p>第27条 市長等は、市民生活に大きな影響を与える条例および計画等の制定等に当たっては、市民の意見を反映させるため、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めるものとします。</p> <p>2 市長等は、市民から提出された意見を十分に考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する市長等の考え方を公表します。</p>	<p>(意見の聴取)</p> <p>第26条 市長等は、市の重要な計画の策定時等には、案件を事前に公表し、住民等の意見の聴取に努めるものとする。</p>
	審議会等への参加・公募等	<p>(附属機関等の委員の公募)</p> <p>第20条 執行機関は、附属機関等について、その委員の一部を公募により選任するものとする。</p>	<p>(審議会等)</p> <p>第19条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じ審議会等を設置します。</p> <p>2 市長等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。</p>	<p>(附属機関等)</p> <p>第26条 市長等は、市民の市政への参加の機会を広げるため、附属機関等の設置の目的等に応じ、附属機関等の委員に公募の委員を加えるようにするとともに、委員の男女の比率、年齢構成および選出区分が著しく不均衡にならないよう努めなければなりません。</p>	<p>(附属機関等への参加等)</p> <p>第27条 市長等は、附属機関及び懇談会等(以下これらを「附属機関等」という。)に住民等の参加を求め、附属機関等の審議に住民等の意見を反映させるものとする。</p>
	審議会等の公開				<p>(附属機関等への参加等)</p> <p>第27条</p> <p>2 市長等が設置する附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。</p>

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
参画 と 協働	住民 投票	<p>(住民投票)</p> <p>第21条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定める。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第34条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重します。(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第35条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第10条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、広く市民(市内に住所を有する者(法人を除きます。))に限ります。第3項において同じ。)の意思を確認するため、議会の議決を経て制定された条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の条例には、投票に付すべき事項、投票をすることができる人など住民投票の実施に必要な事項を定めるものとしします。</p> <p>3 市長は、住民投票の実施に当たっては、住民投票に係る情報を市民に提供しなければなりません。</p> <p>4 市長は、住民投票の結果を尊重します。(住民投票に係る条例の制定請求)</p> <p>第11条 議会の議員および市長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、住民投票を実施するための条例の制定を請求することができます。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第28条 市長は、市政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票を実施する場合、その実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。</p> <p>3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p>
	協働	<p>(協働の推進)</p> <p>第22条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。この場合において、市の支援は、市民の自主性および自立性を損なうものであってはならない。</p>	<p>(協働の原則)</p> <p>第29条 市民、市議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。</p> <p>2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。(市民参画・協働のための仕組み)</p> <p>第30条</p> <p>4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。</p>	<p>(協働によるまちづくりの推進)</p> <p>第9条 市民および市は、それぞれの立場を理解し、信頼し合いながら協働によるまちづくりを推進するよう努めます。</p> <p>2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、市民の自主性を尊重します。</p>	<p>(協働の推進)</p> <p>第29条 市長等は、協働するための仕組みを整備するとともに、多様な担い手による協働を推進するものとする。</p> <p>2 市長等は、協働の推進に当たっては、住民等の自主性及び自発性を損なわないよう配慮するものとする。</p>

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
参画 と 協働	地域 等 協 議 会	(地域コミュニティ協議会) 第23条 市は、市民主体の自治を推進するため、次項に規定する地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うものとする。 2 市民は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを行うため、地域コミュニティ協議会(共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定したものをいう。次項において同じ。)を設置することができる。 3 地域コミュニティ協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組むものとする。			
	国等 との 関 係	(国および他の地方公共団体との連携・協力) 第35条 市は、国および他の地方公共団体と連携・協力して、共通する課題の解決に努めなければならない。	(国、他の地方公共団体等との連携) 第36条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。	(国、北海道等との協力および連携) 第28条 本市は、適切な役割分担のもと、国および北海道と対等な立場で相互に協力および連携をしてまちづくりを推進します。	(国や他の地方公共団体との関係) 第30条 市は、国及び県と適切な役割分担の下、対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めるものとする。
国及 び他 の地 方公 共団 体等 との 連 携 ・ 協 力	広域 連 携	(国および他の地方公共団体との連携・協力) 第35条 市は、国および他の地方公共団体と連携・協力して、共通する課題の解決に努めなければならない。	(国、他の地方公共団体等との連携) 第36条 2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、広く地域全体が発展するよう努めます。	(国、北海道等との協力および連携) 第28条 2 本市は、広域的な課題解決や地域の相互発展のため、近隣自治体と積極的に協力および連携をしてまちづくりを推進します。	(国や他の地方公共団体との関係) 第30条 2 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題及び広域的な課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めるものとする。
	国際 交 流		(国、他の地方公共団体等との連携) 第36条 3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。		(国際交流) 第31条 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、連携及び協力を図るとともに、得られた情報を市政に生かすよう努めるものとする。

		高松市	熊本市	函館市	姫路市
条例 の見直し	条例 運用 や 見直し	<p>(条例の検証)</p> <p>第36条 市は、この条例の趣旨に照らして、自治運営の状況を把握し、検証するため、別に条例で定めるところにより、高松市自治推進審議会を置く。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第37条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(自治推進委員会)</p> <p>第37条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。</p> <p>4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。</p> <p>2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手段を実施します。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市長は、この条例の規定が社会経済情勢に適合した内容となっているかどうかを必要に応じて検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>2 市長は、前項の規定により検討し、および必要な措置を講ずるに当たっては、市民を主体とした検討組織を設け、その意見を聴くものとします。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第32条 市長は、この条例の趣旨を踏まえて行政運営を行うものとする。</p> <p>2 市長は、住民等の意見及び社会情勢の変化等を踏まえ、本条例について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、住民等が参加する附属機関を設け、その意見を聴くものとする。</p>
その他	委任	<p>(委任)</p> <p>第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>			
	他の 条例 の 制定		<p>(参画と協働によるまちづくり条例)</p> <p>第31条 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。</p>		